

議案番号	件名	ページ
報告第10号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務実績に関する評価結果報告について	1
議案第80号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第13回）について	2
議案第81号	令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について	3
議案第82号	令和3年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について	3
議案第83号	令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について	3
議案第84号	令和3年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について	4
議案第85号	令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について	4
議案第86号	令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について	4
議案第87号	山陽小野田市地域交流センター条例の制定について	4
議案第88号	山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第89号	山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第90号	山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第91号	山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について	5
議案第92号	山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第93号	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第94号	山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について	6
議案第95号	山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について	6
議案第96号	山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について	6
議案第97号	山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業請負契約の締結について	6
議案第98号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）を定めることについて	7

本日は、令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

それでは、ただ今上程されました報告第10号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の業務実績に関する評価結果報告について御説明いたします。

これは、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会から、令和3年11月15日付けで、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学令和2年度業務実績に関する評価報告書の提出があったため、地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、議会に報告するものであります。

評価結果としましては、事業単位・指標単位の項目別評価が80の評価項目のうち、年度計画の目標を上回った又は十分な実施と認められ「a」評価となった項目が76、年度計画の目標をおおむね実施と認められ「b」評価となった項目が4となっており、95%が年度計画の目標を達成したとの評価を受けております。このような実施状況から、大項目別評価においては、6区分全ての項目が中期計画の進捗は順調との「A」評価となり、全体評価として、中期計画の進捗は順調との評価を受けております。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 80 号から議案第 86 号までは、令和 3 年度の補正予算であります。

議案第 80 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、歳計剰余金処分による基金の積立、国県支出金の精算に伴う償還金、埴生小学校スクールバス調達事業における債務負担行為の設定等の取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ 5 億 5,305 万 9,000 円を追加し、予算総額を 310 億 9,932 万 8,000 円とするものであります。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、市税 3 億 1,000 万円、国庫支出金 2,286 万 2,000 円、県支出金 1,300 万 7,000 円、寄附金 155 万 7,000 円、繰越金 4 億 2,286 万 3,000 円、諸収入 6,950 万 8,000 円、市債 190 万円をそれぞれ増額し、分担金及び負担金 971 万 9,000 円、使用料及び手数料 769 万 8,000 円、繰入金 2 億 7,122 万 1,000 円をそれぞれ減額しております。

次に、歳出については、議会費では、人件費の調整として 158 万 6,000 円を減額し、総務費では、新生児応援給付事業費の減はあるものの、歳計剰余金処分に伴う基金の積立、退職手当基金積立金等として 4 億 1,086 万 2,000 円を増額し、民生費では、保育所運営費、人件費の調整等の減はあるものの、自立支援給付費、国県支出金の精算に伴う償還金等として 1 億 2,058 万 5,000 円を増額しております。また、衛生費では、国県支出金の精算に伴う償還金等の増はあるものの、人件費の調整として 620 万 8,000 円を減額し、労働費では、労働会館における備品整備費等として 10 万 5,000 円を増額し、農林水産業費では、人件費の調整として 426 万 5,000 円を増額しております。

次に、商工費では、人件費の調整として 606 万 8,000 円を減額し、土木費では、下水道事業繰出金の減はあるものの、人件費の調整、道路橋りょう維持補修費等として 1,821 万 5,000 円を増額し、教育費では、人件費の調整による減はあるものの、厚狭中学校法面整備事業、小野田ふれあい相談室移設経費等として 1,288 万 9,000 円を増額しております。

なお、繰越明許費については、市営住宅改修事業ほか1事業、総額4,194万2,000円を令和4年度に繰り越すとともに、債務負担行為補正として、人事給与システム改修事業ほか5件を追加しております。

最後に、地方債補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第81号は、駐車場事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、予算総額を2,960万9,000円とするものであります。

補正の内容としまして、令和2年度決算が確定したことから、歳入については、前年度繰越金27万1,000円を増額し、歳出については、予備費27万1,000円を増額しております。

議案第82号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,126万円を追加し、予算総額を75億5,756万8,000円とするものであります。

補正の内容としまして、まず歳入については、決算見込み及び人件費の調整として繰入金538万4,000円を減額し、令和2年度決算が確定したことから繰越金1億7,664万4,000円を増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整として総務費137万2,000円を減額し、基金積立金1億7,263万2,000円を増額しております。

議案第83号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億50万9,000円を増額し、予算総額を67億7,734万7,000円とするものであります。

補正の内容としまして、まず歳入については、補助金等の内示、決算見込みによる保険給付費及び地域支援事業費の調整として国庫支出金97万9,000円、県支出金104万7,000円、繰入金570万1,000円をそれぞれ減額し、支払基金交付金18万9,000円を増額し、令和2年度決算が確定したことに伴う繰越金の精算により繰越金2億804万7,000円を増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整として総務費 103 万 3,000 円、令和 2 年度における給付費等の精算に伴い基金積立金 1 億 3,045 万 2,000 円、国及び県への償還金として諸支出金 7,491 万 3,000 円をそれぞれ増額し、人件費の調整及び決算を見込んで地域支援事業費 588 万 9,000 円を減額しております。

議案第 84 号は、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 227 万円を減額し、予算総額を 11 億 3,479 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容としまして、まず歳入については、決算見込み及び人件費の調整として繰入金 295 万 2,000 円を減額し、令和 2 年度決算が確定したことから繰越金 68 万 2,000 円を増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整として総務費 457 万 9,000 円を増額し、決算見込みとして後期高齢者医療広域連合納付金 684 万 9,000 円を減額しております。

議案第 85 号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、人件費の調整によるものであり、歳出について、競走事業費 1,035 万 4,000 円を増額し、予備費 1,035 万 4,000 円を減額しております。

結果、歳出総額は 230 億 4,147 万 1,000 円のまま変わりありません。

議案第 86 号は、下水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

補正の内容としまして、まず収益的収支の収入では、189 万 5,000 円を減額し、収入総額を 19 億 1,057 万 6,000 円としております。支出では、189 万 5,000 円を減額し、支出総額を 18 億 7,934 万 2,000 円としております。

次に、資本的収支の収入では、788 万 7,000 円を減額し、収入総額を 13 億 5,869 万 5,000 円としております。支出では、788 万 7,000 円を減額し、支出総額を 21 億 3,418 万 6,000 円としております。

議案第 87 号は、山陽小野田市地域交流センター条例の制定であります。

これは、令和4年度から地域住民による主体的かつ多様な地域活動を促進するとともに、生涯学習の推進や地域福祉の増進に資するための地域の拠点施設として、教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、福祉会館機能を統合、拡充した多機能型の地域交流センターを設置するため、条例を制定するものであります。

議案第88号は、山陽小野田市福祉センター条例の一部改正であります。

これは、令和3年度末で各福祉会館及び各公民館を廃止し、令和4年度から地域交流センターとして統合するため、また、中央福祉センターの使用料を地域交流センターに合わせて時間単位に変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第89号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、産科医療補償制度の掛金の変更に伴い、出産育児一時金の額及びその加算の上限額を改定するものであります。なお、出産一時金の総額については変更ありません。

議案第90号は、山陽小野田市労働会館条例の一部改正であります。

これは、令和4年度から本市教育委員会所管の小野田ふれあい相談室が小野田児童館から労働会館に移設され、当該会館の小会議室を使用することとなったため、所要の改正を行うものであります。

議案第91号は、山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定であります。

これは、市内の鉄道駅周辺に設置している市が管理する自転車等駐車場について、その位置を明確にし、駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに利用者の利便性の向上を図るため、条例を制定するものであります。

議案第92号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年2月20日から施行されることに伴い、長期優良住宅の認定手続の審査項目に増減が発生するため、所要の改正を行うものであります。なお、手数料の額は、山口県と同額を定めるものであります。

議案第93号は、山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部改正であります。

これは、令和4年度から厚狭地域交流センターが設置されることに伴い、その目的を同じとするコミュニティ施設を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第94号は、山陽小野田市公民館条例の廃止であります。

これは、令和3年度末で各公民館及び各福祉会館を廃止し、令和4年度から地域交流センターとして統合するため、条例を廃止するものであります。

議案第95号及び議案第96号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、現指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了となる2施設について、指定管理者選定委員会の審議を経て候補者を選定したため、当該候補者を指定管理者に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

山陽小野田市商工センターの次期指定管理者については、現指定管理者である小野田商工会議所を単独指名し、指定管理者選定委員会の審議を経て、同会議所を指定管理者と選定しました。なお、指定期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとします。

山陽小野田市労働会館の次期指定管理者については、広報10月1日号及びホームページにより公募し、応募のあった2団体について指定管理者選定委員会の審議を経て、日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会山陽小野田地区会議を指定管理者と選定しました。なお、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。

議案第 97 号は、山陽小野田市環境衛生センター長期包括運転管理事業請負契約の締結についてであります。

これは、ごみ焼却施設の安定的な運営並びに施設及び設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理、用役調達管理、維持補修等の施設運営を一括して委託する長期包括方式を導入することとし、公募型プロポーザルにおいて受託候補者となった株式会社日本管財環境サービス中国支店と請負契約を締結するため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 98 号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の第 2 期中期目標を定めるものであります。

これは、第 1 期中期目標の期間が令和 3 年度をもって終了するため、山陽小野田市が設置する公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が令和 4 年度から令和 9 年度までの 6 年間の期間において達成すべき業務運営に関する目標である第 2 期中期目標を定めるため、地方独立行政法人法の規定により、評価委員会及び公立大学法人の意見を聴いた上で、同法第 25 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。